

# 放課後キッズクラブ

## 入会のしおり

## 令和8年度版



北山田小学校放課後キッズクラブ

運営法人 特定非営利活動法人オーシャンキッズ

(注) 本案内の内容は、令和8年1月時点で作成したものです。

## I 放課後キッズクラブの制度等について

I -1 放課後キッズクラブとは	..1
I -2 運営法人 特定非営利活動法人才シャンキッズ について	..1
I -3 北山田小学校放課後キッズクラブについて	..1
I -4 放課後キッズクラブの開所日と閉所について	..2
I -5 放課後キッズクラブの利用区分	..2
I -6 わくわく【区分1】の概要	..3
I -7 すくすく【区分2】の概要	..4
利用料	..5
利用料減免制度	..5
I -8 保険への加入	..6
I -9 事故が起きた時の対応	..7
I -10 プログラム	..7
I -11 おやつ	..8
I -12 学校休業日等の昼食	..8
I -13 広報誌『キッズニュース』	..9

## II 放課後キッズクラブの利用申込について

II-1 2つのシステムの登録について	..10
II-2 利用登録申込について	..11
II-3 利用予約について	..13
II-4 利用区分の変更について	..14
II-5 利用料等の支払方法	..14

## III 放課後キッズクラブの利用について

III-1 利用までの流れ	..15
III-2 利用当日の流れ	..15
III-3 キッズクラブからの帰り方	..16
III-4 キッズクラブの利用に当たってのお願い	..17

## IV 非常災害時等の対応について

IV-1 警報発表時等の対応	..19
IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用	..20
IV-3 地震	..21
IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応	..21

## V その他

V-1 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて	..22
V-2 保護者会	..23
V-3 ご意見・ご要望等	..23

## (参考)

- ・放課後キッズクラブ よくあるご質問 ..24
- ・北山田小キッズクラブの場所 ..26
- ・保険に関するQ&A ..27
- ・放課後キッズクラブ 利用料減免手続きのお知らせ ..28

## =別添=

- ・放課後 e-場所システム「入会/利用申込の手続き」
- ・みまもりキッズ「利用登録方法」
- ・みまもりキッズ「口座振替登録方法」
- ・メール配信登録 ※キッズクラブ利用登録されない場合に登録ください

## (様式等)

- ・就労(予定)証明書 (本体・記載例)
- ・就労(予定)証明書遅延届 (本体・記載例)
- ・自営業者等申告書
- ・病気・障害等申告書
- ・求職活動申告書
- ・放課後キッズクラブ利用料減免申請書
- ・放課後キッズクラブ減免適用外申出書
- ・キッズかけはしシート (本体・記載例)

# I 放課後キッズクラブの制度等について

## I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

① 全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること

② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること

を目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

北山田小学校放課後キッズクラブは、都筑区が選定した法人（特定非営利活動法人才オーシャンキッズ）が運営を行っています。

## I-2 運営法人 特定非営利活動法人才オーシャンキッズ について

北山田小学校放課後キッズクラブを運営する特定非営利活動法人才オーシャンキッズは、子ども達に豊かな放課後を過ごせる場所の機会を地域に提供するとともに、子ども達の自主性や社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などにより、地域の子ども達の健全な育成を図ることを目的として平成27年に都筑区で設立した地域密着型法人です。これからの中の未来を担う子どもたちの豊かな成長のため、保護者の皆さまの子育て支援の一端を担えるよう取り組んでいきます。

特定非営利活動法人才オーシャンキッズ ホームページ <https://ocean-kids.jp>

## I-3 北山田小学校放課後キッズクラブについて

### (1) 活動に当たり大切にしていること

北山田小学校放課後キッズクラブの活動は異学年交流で新しい出会いや発見、色々な体験を通して、子どもたちの豊かで健全な育成を目指しています。活動場所はプレイルーム、たくさんの本があるキッズルーム、校庭、体育館での活動が出来ます。季節を感じる工作や、プログラムをたくさん取り入れながら、子どもたちの楽しく充実した居場所となるように取り組んでいます。

放課後キッズクラブでは、放課後支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊び場の提供等を行っています。

### (2) 学校・保護者・地域との連携や繋がり

北山田小学校放課後キッズクラブでは、お子さんが安全・安心に過ごせるよう、学校・保護者・地域等と連携を取りながら運営を行っています。

	概要
学校	子どもたちが日々の生活を円滑に過ごせるよう、子どもたちの様子など学校と情報交換を行っています。 体を動かす遊びの時間を確保できるよう、学校と連携し、授業の時間や行事の予定を確認しながら、体育館や校庭の利用の調整を行っています。
保護者	日々のお迎え時等のコミュニケーションのほか、お子様の様子等で気になることがあれば面談はいつでも対応いたします。 また、毎年アンケートの実施や2～3月に保護者会を実施し、保護者の皆様との意見交換の場を設定しています。
地域	地域の行事のお知らせをキッズ内に掲示をするなどして子どもたちが地域に関われる機会を設定しています。

## I-4 放課後キッズクラブの開所日と閉所について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所します。ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります（閉所または開所時間を短縮する場合はキッズニュース等など配信にてご連絡いたします）。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

- (1) 警報発表時・・・登校前と登校後で対応が変わります (P19)
- (2) 熱中症警戒アラート発表時・・・区分1の利用は休止します（スポット利用は除く）(P20)
- (3) 学級閉鎖等・・・感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童<sup>(※2)</sup>は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加できません。

※上記以外の事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

## I-5 放課後キッズクラブの利用区分

利用に当たっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。また、「すくすく【区分2】」には、17時00分まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と19時00分まで利用の「すくすく・ほしざら【区分2B】」があり、登録に当たっては、それぞれ月額の利用登録料（以下「利用料」という）をご負担いただきます。

【利用区分ごとの概要】

利用区分	わくわく 【区分1】 <sup>(※1)</sup>	すくすく【区分2】	
		ゆうやけ【区分2A】 <sup>(※2)</sup>	ほしざら【区分2B】
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件	・北山田小学校に通学している児童であること ・北山田小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。		<u>留守家庭児童等<sup>(※3)</sup>であること</u>
	—	<u>留守家庭児童等<sup>(※3)</sup>であること</u>	
利用時間	平日	放課後から16時00分まで	放課後から17時00分まで
	土曜日	<u>利用できません</u>	8時30分～ <u>17時00分まで</u>
	土曜日を除く 学校休業日	<u>10時00分～12時00分</u> または <sup>(※4)</sup> <u>13時00分～15時00分</u>	8時00分～ <u>17時00分まで</u>
お迎え	<u>キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。</u>		
利用料	<u>無料</u>	月額2,000円 <sup>(※5)</sup> +おやつ代 (7・8月は2,500円+おやつ代)	月額5,000円 <sup>(※5)</sup> +おやつ代 (7・8月は5,500円+おやつ代)
		<u>減免制度あり (P5)</u>	
保険加入料	<u>年額700円 (P6)</u>		
定員	なし	あり	

- ※1 表の説明のほか、有料でスポット利用（P 3）ができます。
- ※2 表の説明のほか、有料で延長利用（P 4）ができます。
- ※3 保護者が就労及び健康上の理由等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。
- ※4 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみの利用となり、午後は利用できません。
- ※5 実際の利用頻度にかかるご負担いただきます（利用回数に応じた日割り等はありません）。

## I-6 わくわく【区分1】の概要

### (1) わくわく【区分1】について

全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供することで、異年齢間の遊びや交流を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことを目的としています。

子どもたちが安全・安心に「遊び」の時間を過ごすことができるよう、スタッフが支援します。

《学校がある日の過ごし方》

下校後、入室の受付をして、退室時間まで自由遊び等で過ごします。

自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。

### (2) 利用時間

平日	放課後～ <u>16時00分</u> <sup>(※1)</sup>
土曜日	<u>利用できません</u> <sup>(※2)</sup>
学校休業日	<u>10時00分～12時00分 または 13時00分～15時00分</u> <sup>(※3)</sup>

※1 わくわく【区分1】のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食は食べられません。給食がない日は、いったん下校後、決められた時間に再登校しキッズクラブを利用します。

※2 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※3 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみの利用となり、午後は利用できません。

### (3) スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、19時00分まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も19時00分まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

### (4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラム（P 7・8）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は16時00分までのため、退室時間がその時間を過ぎると、スポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費）が発生しますので、あらかじめご承知ください。

### (5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P19）や熱中症警戒アラート等発表時（P20）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な「遊び場」の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用は休止します。

## I-7 すくすく【区分2】の概要

### (1) すくすく【区分2A・B】について

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童等を対象に「遊びの場」と「生活の場」を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

わくわく【区分1】と一体的に行う「遊びの場」の提供に加え、ご家庭とも連携しながら、放課後キッズクラブでの生活を通したお子さんの健全な成長や基本的な生活習慣<sup>(※1)</sup>の習得等のための支援を、放課後児童支援員<sup>(※2)</sup>等が行います。

#### «学校がある日の過ごし方»

下校後、入室の受付をして、各々の退室時間まで自由遊び等で過ごします。

自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。

16時30分からおやつか始まります。おやつの後は、宿題や読書など静かな活動をしてお迎えを待ちます。※タブレットを使用した宿題は17時00分から17時30分の間にやります。

最終ひとり帰り時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必須となります。

#### ※1 基本的な生活習慣の一例

- ・健康や衛生に関すること（手洗い、うがい等）
- ・子どもの日常生活に関するこ（持ち物の管理、片付け、整理整頓、宿題等）
- ・放課後キッズクラブでの生活に関するこ（キッズでのルールを守る、集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組むこと等）

#### ※2 放課後児童支援員

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上放課後キッズクラブ事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

### (2) 利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分2A】 <sup>(※)</sup>	すくすく・ほしざら【区分2B】
平日	放課後～17時00分	放課後～19時00分
土曜日	8時30分～17時00分	8時30分～19時00分
土曜日を除く 学校休業日	8時00分～17時00分	8時00分～19時00分

※ 延長利用料（400円/回）を支払うことで、19時00分まで利用することができます。

### (3) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、17時00分を超えて19時00分まで受入れる制度です。

延長利用には、原則、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

### (4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代（実費相当）や保険料がかかる（P6）ほか、プログラム（P7・8）に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分2A】	すくすく・ほしざら【区分2B】
利用料（月額） <sup>(※)</sup>	<u>2, 000円</u> (7・8月は2, 500円)	<u>5, 000円</u> (7・8月は5, 500円)
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—
おやつ代	実費相当	

※ すくすく【区分2A・B】の利用料は、その月の利用がなくてもご負担いただきます。

#### <注意事項>

すくすく【区分2A】の利用時間は17時00分までのため、17時00分を過ぎると延長料(400円/回)が発生しますので、あらかじめご承知おきください。

#### 【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者 <sup>(※1・2)</sup>	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割引非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	<u>上限2, 500円/月</u> (例) 月額利用料が2, 000円の場合、減免後の月額利用料は0円 月額利用料が5, 000円の場合、減免後の月額利用料は2, 500円
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料(400円/回)及び保険加入料は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合 (例: 就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

## I-8 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額700円）を負担していただきます。

この保険は北山田小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、特定非営利活動法人オーシャンキッズが加入するものです。

利用申込の際に、「みまもりキッズ」<sup>(※)</sup>にて口座振替登録をしていただくことで次月27日に口座振替にてお支払いいただきます。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

また、「保険に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

※「みまもりキッズ」利用実績に伴う利用料等の口座振替、利用予約と入退室管理を行うシステム

(1) 保険制度運営負担金 お子さん1人につき 年額700円 (+振込手数料)

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院(1日目から90日限度)	1500円/日
	入院(1日目から180日限度)	4000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円~3,000万円
賠償 責任	対人賠償・対物賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険… 放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故(交通事故も含む)

賠償責任… 放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

(4) 支払方法

【口座振替】

事前に「みまもりキッズ」にご登録いただきました口座より保険料 700 円を引き落し(口座振替)させていただきます。

※4月より利用を開始される場合は、「みまもりキッズ」内の口座登録《JACCS 連携案内》より利用料等の引き落とし口座のご登録を3月中にお願いいたします。

※口座登録時に登録料として440円と口座振替手数料として110円を併せて振替させていただきます。

※在校生で口座登録がお済の場合、自動引き落としのため手続きは必要ありません。

(5) その他

・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することができますのでご了承ください。

・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

## I-9 事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
<p>① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。</p> <p>② 保護者に連絡<sup>(※1)</sup>を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける<sup>(※2)</sup>等)</p>	<p>① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。</p> <p>② 保護者へ連絡<sup>(※1)</sup>をします。</p> <p>③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。</p> <p>④ 保護者に状況を報告します。</p> <p>⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。</p>

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

### 【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

## I-10 プログラム

放課後キッズクラブでは、こどもたち一人ひとりが充実した時間を過ごせるように体験・創作活動等を提供し、社会性・自主性・創造性を育むために、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

### （1）北山田小学校放課後キッズクラブでのプログラム

北山田小学校放課後キッズクラブではサイエンス教室、ビーコルキッズバスケットボール教室や、季節に応じた工作プログラムなど、さまざまなプログラムを実施しています。

#### 【実施しているプログラム例】

定期的に実施している プログラム	<ul style="list-style-type: none"><li>・サイエンス教室</li><li>・ビーコルキッズバスケットボール教室</li><li>・ビーコルキッズチアダンス教室</li></ul>
随時実施しているプロ グラム	<ul style="list-style-type: none"><li>・季節の工作</li><li>・週替わり工作</li></ul>

※今後実施するプログラムは変更になる場合があります。

## (2) プログラムの申込等

「みまもりキッズ」で、プログラムの参加申込をすることができます。詳しい内容は、今後キッズニュース等でお知らせします。

### <注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・プログラムの参加は任意となります。申込に当たっては、お子さんの希望も聞いたうえで、申し込むかどうかを決めてください。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが16時00分を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

## I-11 おやつ

すぐすぐ【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

### 【重要なお願い】学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、「学校生活管理指導表」の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

### 【おやつの提供状況】

料金：60円 ※令和8年4月1日～

食べる場所：プレイルーム

おやつの内容：衛生面を考慮し主に市販、夕食にひびかないよう少量程度にしています

## I-12 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

### 【横浜市による取組】

放課後キッズクラブでは、令和6年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。

お弁当を注文すると、クラブに直接配達されるため、お弁当を持参することなく、クラブで昼食を取ることができます。

なお、令和8年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

### 【参考】令和7年度の昼食提供の概要

期間：夏休み・冬休み・春休み（お盆休み期間（令和7年8月11日～8月15日）は除く）

料金：400円/食

対象：すくすく【区分2A・B】登録及びわくわく【区分1】登録のスポット利用で希望する方

### I-13 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

#### (1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月15日ごろに発行し、「みまもりキッズ」から配信をします。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、キッズ未登録の在校生向けにメール配信システム「マーメル」より配信することもあります。

※「マーメル」には事前に登録が必要です。

#### (2) 『キッズニュース』の内容

##### ア 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定（プログラム）等をお知らせします。

##### イ 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

##### ウ お知らせとお願い

その他、放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

### ～キッズニュース等へのお子さまの写真掲載について～

キッズニュースやホームページなどでは、子どもたちの活動の様子などを撮影し、写真入りで掲載する場合があります。キッズニュースは利用登録家庭以外にも、未就学児家庭や地域の方になど、必要に応じてお渡しする場合がございます。

また、毎年9月に区役所1階で開催される作品展や横浜市のホームページ、また外部プログラムなどのサイトや新聞や雑誌取材など、キッズクラブ以外での撮影や掲載がある場合もあります。

写真の取り扱いには十分配慮いたしますが、お子さまの写真掲載を希望されない場合は、e-場所システムで利用申込をする際に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択の上、お手数ですが放課後キッズクラブへもご連絡ください。

## II 放課後キッズクラブの利用申込について

### II-1 2つのシステムの登録について

放課後キッズクラブの利用に当たり、令和8年度からは横浜市が開発した「放課後e-場所システム」（以下「e-場所」という。）と、従前より利用予約や入退室管理を行っている「みまもりキッズ」の2つのシステムを併用して行います。

お手数ですが、「e-場所」「みまもりキッズ」両システムの利用登録をお願いします。

#### <e-場所の登録>

「e-場所」での新規利用登録に当たっては、横浜市の子育て応援アプリ「パマトコ」<sup>(※)</sup>のアカウント登録が必要となります。登録・利用方法などの詳細はシステムのマニュアルをご確認ください。

※横浜市が子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして開発した、自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリ・サイトです。

別紙「入会・利用申込登録チラシ」をお渡ししますので、利用申込に必要な書類（P11・12 参照）をお手元に揃えたうえで、二次元コードを読み取り、利用登録を行ってください。

なお、システムの操作方法等については、横浜市のホームページに掲載されているシステムのマニュアルをご確認ください（システムでの手続が難しい場合は、放課後キッズクラブまでご相談ください）。

【放課後e-場所システム マニュアル掲載ページ】

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkagoe-basho.html>

二次元コード：



放課後e-場所システムの主な機能		
1	入会の利用申込・区分変更・退会	クラブの利用申込・区分の変更・退会の手続き
2	書類の提出	申込等に必要な書類の提出
3	昼食提供の申込	春・夏・冬休みにお弁当を注文
4	横浜市からのお知らせ	保護者サイトでお知らせを確認

<放課後e-場所システムの動作環境（2025年11月現在）>

放課後e-場所システムはブラウザ上で動作するクラウドサービスです。

インターネットにつながる環境であれば、スマートフォン・パソコン・タブレットで利用ができます。

推奨ブラウザ	Version
Google Chrome	最新のバージョンをお使いください
Firefox	最新のバージョンをお使いください
Microsoft Edge	最新のバージョンをお使いください

#### <みまもりキッズの登録>

別紙「みまもりキッズの登録方法」をご覧ください。あいことばは、**きたやまた** です。

みまもりキッズの主な機能		
1	利用予約・変更・キャンセル	利用予約や予約後の変更
2	児童の入退室	お子さんの入退室情報の確認
3	プログラムの申込み	参加したいプログラムの申込み
4	個別連絡メッセージ	キッズと保護者間での個別連絡機能
5	利用料等の請求管理	※キッズを利用するには事前に口座登録が必要です
6	キッズからのお知らせ	キッズからのお知らせ（閉所等）を通知

## II-2 利用登録申込について

### (1) 利用登録申込

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

#### 【年度当初から利用】

令和8年4月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、システム（e-場所及びみまもりキッズ）で申込登録をしてください。

※システム（e-場所及びみまもりキッズ）の登録については別紙をご参照ください。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込締切（4月～利用開始）	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	① e-場所の登録（※1） ② みまもりキッズの登録（※2） ③ 口座振替登録（※3） ④ 保険料（700円）のお支払い（※4） ⑤ 「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合）（※5） ⑥ 児童情報シート（キッズかけはしシート）（※6）	令和8年3月6日	令和8年3月6日
すくすく 【区分2 A・B】	① e-場所の登録（※1） ② みまもりキッズの登録（※2） ③ 口座振替登録（※3） ④ 保険料（700円）のお支払い（※4） ⑤ 「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合）（※5） ⑥ 児童情報シート（キッズかけはしシート）（※6） ⑦ 月額利用料のお支払い（※7） ⑧ 留守家庭児童等を証明する書類（※8）	令和8年3月6日	令和8年3月6日

※1 区分に関わらず全員登録ください。

※2 在校生で継続利用する場合は、e-場所の登録で必要な書類等の提出が確認できましたらキッズにて『継続』に変更させていただきます。新規の方は区分に関わらず全員登録ください。

※3 在校生ですでに「みまもりキッズ」で口座登録がお済の方は必要ありません。また新1年生で在校生にきょうだいがいて口座登録がお済のご家庭も、新たに口座登録は必要ありません。

※4 申込締め切り日までに口座登録を完了いただけましたら、保険料700円は4月27日に口座振替にて引き落しさせていただきます。

※5 (P8) 【重要なお願い】学校生活管理指導表（写し）の提出についてをご確認ください

#### ※6 児童情報シート（キッズかけはしシート）のご提出についてのお願い

児童情報シート（キッズかけはしシート）とは、放課後キッズクラブに新しく入会されるお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるよう、お子さんについてキッズクラブが事前に把握するためのものになります。

保護者の方からいただいた情報は、お子さんが放課後キッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大変な参考情報になります。

新1年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さんの保護者の方は、お子さんの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申込の際にあわせてご提出ください。

また、お子さんに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。

提出は任意となります。未提出の場合、年度の途中等で提出をお願いすることがあります。

※7 保険料※4と同様です

※8 下記「<留守家庭児童等を証明する書類>」にてご確認ください

## 【年度途中から利用】

年度の途中からキッズを利用申込する場合は、「利用登録に必要なもの」を揃え、利用希望月の前月までにお申し込みください。

### <留守家庭児童等を証明する書類>

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<a href="#">就労（予定）証明書</a> ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書提出遅延届」を添付してください。就労（予定）証明書を取得したのちは、システムでの提出が必要です。
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<a href="#">自営業従事者等申告書</a>
病気の方 看護・介護中の方	<a href="#">病気・障害等申告書</a> <small>(※1)</small> ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<a href="#">病気・障害等申告書</a> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<a href="#">求職活動申告書</a> <small>(※2)</small>
在学中（中学生、高校生除く）	<a href="#">学生証の写し又は在学証明書</a>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<a href="#">罹災証明書</a> ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります）。

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2 A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、速やかに就労（予定）証明書をシステムで提出してください。

### （2）利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、P28「利用料減免の手続について」、を確認のうえ、キッズクラブまで必要書類をご提出ください。

### （3）利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、「みまもりキッズ」で利用申込がご登録いただけます。

また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用そのものや、すくすく【区分2 A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は特定非営利活動法人オーシャンキッズから事前にご連絡させていただきます。

#### (4) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、 <u>利用開始は4月20日からとなります。</u> ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用に当たっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月6日までの間に利用する場合は、保護者等による送迎が必要となります。

#### II-3 利用予約について

##### (1) 利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則前月中に「みまもりキッズ」で登録してください。利用予定にない急な参加はできかねますのでご承知おきください。

なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更是下記の表に沿って、変更してください。

登録・登録後の取消・変更等の期限	
当初の登録	キッズの指定する日 ※前月末日までにみまもりキッズにて登録
登録後以降の変更	学校のある平日 利用当日 11時00分まで 土曜日 利用日7日前 17時00分まで 学校休業日 利用当日 7時00分まで 上記の時間までに「みまもりキッズ」で変更可能 ※変更可能時間を過ぎた場合は、個別連絡メッセージにて連絡

##### (2) プログラムの申込

「みまもりキッズ」で、プログラムの案内及び申込のための専用ページがありますので、プログラムの詳細を確認の上、申込をお願いいたします。

## II-4 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、「e-場所」システムで翌月以降の利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月までに行ってください。

ただし、夏休み（7・8月）については、定員の状況により新たな活動場所の確保が必要になる場合もあるため、原則6月末日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいようお願いします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2 A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」(P12) の添付が必要となります。
- ・一度すくすく（ゆうやけ・ほしづら）【区分2 A・B】に登録していた方が、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしづら）【区分2 A・B】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労（予定）証明書の再提出を省略できます。  
ただし、就労状況が変更となっている場合や、年度替わりの際の継続利用申込の際は、改めて就労（予定）証明書の提出が必要となります。
- ・すくすく【区分2 A・B】間の変更（【区分2 A】 ⇄ 【区分2 B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、「e-場所」システムで、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

## II-5 利用料等の支払方法

利用料等は、口座振替（口座引き落とし）によるお支払いとなります。

みまもりキッズ内の口座登録（JACCS 連携案内）より口座のご登録をお願いいたします

	手法	引き落とし日	注意事項
すくすく【区分2】の利用料	口座振替	毎月27日	当月分の利用料を引き落します
わくわく【区分1】のスポット料金 ゆうやけ【区分2 A】の延長料	口座振替	毎月27日	スポット料金・延長料を合算して翌月引き落とします
おやつ代・プログラムの材料費等	口座振替	毎月27日	実費分を合算して翌月引き落とします

※請求情報はみまもりキッズより金額等をご確認ください。

※口座に引き落し金額の残額があることを引き落し日の前日までにご確認ください。

※引き落とし日が土・日・祝日となる場合は、翌営業日が引き落とし日になります。

※口座登録時に440円、口座引き落し時に1回110円の手数料が発生します。

### III 放課後キッズクラブの利用について

#### III-1 利用までの流れ

##### (1) 利用申込登録

決められた期日までに利用申込登録を完了させます。(P11・P12)

↓

##### (2) 利用予約・プログラムの申込み

決められた期日までに、「みまもりキッズ」で利用したい日の予定入力をします。(P13)

↓

##### (3) 予約変更・取消

入力した利用予定から変更する場合は「みまもりキッズ」で変更・取消をします。(P13)

↓

##### (4) 利用当日

入力した利用予定を必ずお子さんにお伝えいただき、差異のないようお願いします。

#### III-2 利用当日の流れ

##### (1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

ア 各学級での帰りの会が終わったら、昇降口で靴に履き替えて、上履きを持ってキッズクラブに行きます（校舎内でつながっていますが、外を回ってキッズクラブに来てください。）

※ 学校休業日等については、東門の利用してください。東門は朝8時00分に開きます（土曜日は8時30分）開所時間より前には開きませんので時間調整の上、来てください。

イ キッズクラブのスタッフに従って受付けをします。受付で、お子さん専用の二次元コード<sup>(※)</sup>を読み取ります。※ 二次元コード付きの名札は、放課後キッズクラブで管理しています。

ウ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

##### (2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。※ 教室に忘れ物をしてしまっても、一度キッズクラブに来たら教室には戻れません。

平日	学校休業日
<ul style="list-style-type: none"><li>・水筒</li><li>・上履き</li><li>・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・水筒</li><li>・上履き</li><li>・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします）</li><li>・学習道具</li><li>・お弁当（お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします）</li></ul>

<注意事項>

学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具等）は、キッズクラブにも持ってくることはできません。

### (3) キッズでの過ごし方

下校後、入室の受付をして、退室時間まで自由遊び等で過ごします。

自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。

16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。

ひとり帰りの最終時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必須となります。

#### III-3 キッズクラブからの帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る場合（ひとり帰り）と、保護者等によるお迎え（お迎え）の2種類があります。

なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、下校できる時間をあらかじめ設定し、なるべく集団での下校を行っています。※帰る方面によってはひとりでの下校もあります。

「みまもりキッズ」で利用予定を登録する際に、帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。

また、学校とも連携のうえ、ひとり下校には最終時刻（以下「最終下校時刻」という。）を設定しています。  
お子さんの安全のために、「最終下校時刻」以降はお子さんだけでの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要となります。

キッズクラブは19時00分で閉所しますので、お子さんの帰宅準備時間を考慮し早めにお迎えにお越しください。

<キッズクラブからの帰り方>

	～最終下校時刻	最終下校時刻後
帰り方	ひとり下校 保護者等によるお迎え	保護者等によるお迎え (お子さんだけの帰宅はできません)

#### (1) ひとり下校

ひとり帰りで帰宅する場合は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅することができます。ひとり帰り時刻は30分毎に設定していますので、お子さんだけで帰る場合には、「ひとり帰り時刻」の時間を、「みまもりキッズ」で利用予定に登録してください。

なお、最終下校時刻は季節によって異なるため、ご注意ください。

<ひとり下校時刻と最終下校時刻>

期間	ひとり下校時刻				最終下校時刻
	4~9月	10~2月	3月	土曜日	
4~9月	15時30分	16時00分	16時30分	17時00分	<u>17時00分</u>
10~2月	15時30分	16時00分	—	—	<u>16時00分</u>
3月	15時30分	16時00分	16時30分	17時00分	<u>17時00分</u>
土曜日	12時00分	13時00分	14時00分	15時00分	
学校休業日	12時00分	13時00分	14時00分	15時00分	<u>16時00分</u>

※同時間で下校する児童が多い時は、下校時刻を越えないよう早めに退室の登録をする場合があります。

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生のお子さんのひとり下校開始は4月8日からです。それまでは、保護者等によるお迎えをお願いします。

## (2) 保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となります。

お迎え時に、保護者の方から東門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」をお伝えいただき、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。保護者の方が、お越しになりましたら、お子さん専用の二次元コードを読み取り、お子さんを引き渡します。

### ア お迎えができる方

保護者又は代理引き取り人のみ、お迎えができます。

代理引き取り人については、利用申込時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示していただきます。

### イ 車による送迎

車でのお迎えは原則できません。近隣にお住まいの方への影響もありますのでご協力をお願いします。

## III-4 キッズクラブの利用に当たってのお願い

キッズクラブは多くのお子さん・保護者の方がご利用されます。

皆様が安心してキッズクラブを利用いただけるよう、また、スタッフが安心して働くことができるよう、利用に当たっては、以下のルールへのご協力をお願いします。

これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合その他キッズクラブの安定した運営に重大な支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブの利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

お子さまの健全育成、キッズクラブの安全な運営にかかる大切なおねがいです。クラブの安定した運営に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## (1) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は19時00分までのため、必ず19時00分までにお迎えに来るようにしてください。

## (2) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でクラブをご利用ください。

キッズクラブに参加してから習い事等に行くことや、最終下校時刻までは習い事に行ってから再びキッズクラブに戻ってくることも可能ですが、登下校と同様に保護者の責任の下で行われますのでご注意ください。

## (3) キッズ利用中は連絡が取れる体制

活動時のケガや体調不良等、来所確認等お子様の大変なことについて連絡させていただきますので、キッズの利用中は、お仕事中など難しい場合も承知しておりますが、万が一に備えて必ずキッズからの連絡が受けられるようにご準備ください。

#### (4) 個人の持ち物について

持ち物にはすべて記名ください。またキッズでの紛失については責任を負いかねますので予めご了承ください。

#### (5) 学習用タブレットの利用ルールについて

学校で使っている「学習用タブレット端末（以下「端末」という。）をキッズクラブにおける利用にあたっては、学校の持ち帰りルールをもとに、クラブでの端末の利用ルールを定めています。詳細については、※参照「北山田小学校放課後キッズクラブでの学習用タブレット端末の利用にあたって（お願い）」

また、クラブ内で端末の故障・破損があった場合、原則として、クラブでは故障・破損時の状況等を確認し、保護者にお伝えしますので、保護者から学校にご連絡ください。

なお、利用に際して端末に破損・紛失等があった場合、原則、キッズクラブは一切責任を負いません。そのため、十分注意するようお子さまとお話しあったうえで、ご利用ください。

#### (6) 「キッズでのやくそく」について

キッズでは違う学年やこれまで一緒に遊んだことのないともだちと過ごします。家とちがって自由に過ごすことができない場合もあります。家や学校とはちがう、みんなで過ごすための「キッズのやくそく（ルール）」もあります。やくそくを守れない場合は、キッズを利用できなくなる場合もあります。キッズがお子さまにとって充実した居場所となるよう、「キッズでのやくそく」を守るようご家庭でもお伝えください。

#### (7) 個人情報の取り扱いについて

当法人にてお預かりした利用申込に関する内容などお子さんに関する情報は必要な場合において、キッズクラブ職員・当該小学校関係者・横浜市・保険会社・弁護士・システム管理会社と共有する場合があります。また、お子様のお写真を毎月発行の「キッズニュース」や特定非営利活動法人オーシャンキッズのホームページなどに活動の様子として写真で紹介することがあります。写真掲載を望まない場合はあらかじめお申し出ください。

#### (8) スタッフとの適切なコミュニケーション

放課後キッズクラブでは、保護者の皆さまとも協力しながらお子さんの支援を行うとともに、スタッフの働きやすい環境づくりを目指しています。

保護者の方からのご意見・ご要望に対しては丁寧・真摯に対応するよう努めていますが、スタッフ及び他の利用者の安全確保と適切な事業実施のため、対応にあたるスタッフが不安を感じるような言動・クラブの運営に支障をきたす行為<sup>(※)</sup>はお控えいただき、適切なコミュニケーションへのご協力をお願いいたします。

※強い口調での叱責や暴言、威圧的・執拗な言動、過度な要求、長時間の拘束など

#### (9) お子さんの行動によるトラブル等への対応

放課後キッズクラブでは、すべてのお子さんが安心して過ごせるよう、児童間の関係性やスタッフとの関わりも含め、安全面に配慮した運営を行っています。

他のお子さんやスタッフへの暴力行為等、キッズクラブの安全な活動に支障をきたす行為が継続して見られる場合は、保護者の方と連携しながらお子さんへの支援・対応方法を検討しますので、ご協力をお願いいたします。また、お子さんの状況に応じて、学校や区役所、その他の支援機関と連携して対応を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## IV 非常災害時等の対応について

### IV-1 警報発表時等の対応

#### (1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 <u>【浸水対象外】</u>
学校があ る日	登校前	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先とし、閉所します。
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、 <u>すぐすぐ【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、 <u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> <u>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</u>
	放課後	クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の <u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u> 児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 <u>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</u>
学校がな い日	-	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先とし、閉所します。

※ 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※ 利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、「みまもりキッズ」で閉所をお知らせするとともに、午後7時までは連絡が取れる体制になっていますので、下記連絡先までお問い合わせください。

【緊急連絡先】090-7408-4950 つながらない場合は、学校名と氏名を留守電メッセージへお願いします

#### (2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すぐすぐ（ゆうやけ・ほしごら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

#### (3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

## IV-2 热中症警戒アラート等発表時等の利用

### 【わくわく（区分1）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の17時にまたは当日の5時に発表された場合、わくわく【区分1】の利用を原則休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。

近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を原則休止します。

ご理解とご協力を願いいたします。

### 【すくすく（区分2A・B）】

すくすく【区分2A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。

ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきたいと願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	<ul style="list-style-type: none"><li>・発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時</li><li>・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表</li><li>・わくわく【区分1】は原則利用休止</li></ul>
熱中症特別警戒アラート	<ul style="list-style-type: none"><li>・発表は1日1回、前日の午後2時</li><li>・気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。</li><li>・わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。</li></ul>

### 【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「熱中症警戒アラート等 メール配信サービス」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Eメール	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyubohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyubohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html</a>		前日午後5時頃及び当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	<a href="https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php">https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php</a>		前日午後5時頃及び当日午前7時頃

環境省公式 LINE アカウントによる情報配信	<a href="https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php">https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php</a>		前日午後6時頃及び当日午前7時頃
-------------------------	---	---	------------------

※熱中症特別警戒アラートは、午後2時ごろに配信されます。

### IV-3 地震

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

### 放課後キッズクラブの対応

(キッズクラブ開所日) 学校がない日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたり、状況を報告し、指示に従います。
習日	学校の対応に準じます。

### IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。  
なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

## V その他

### V-1 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて

#### (1) 障害のある児童や配慮が必要な児童について

お子さんの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行います。

障害や医療的配慮、発達の遅れ等、お子さんについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、「利用申込書」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載をお願いします。

#### 【利用申込前の事前見学】

キッズクラブの申込に当たっては、事前にキッズクラブを見学いただくことを推奨しています。

お子さんが安全・安心に過ごせるかどうかを確認していただくために、お子さんを連れての見学をお願いします。なお、見学をご希望の際は、クラブへ事前にご相談ください。

#### 【利用決定後の面談】

利用決定後、原則、利用開始する前に、保護者の方・お子さんとスタッフとの面談を実施させていただきます。「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

#### (2) 医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要な児童につきましては、事前にクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。

ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、放課後キッズクラブへのお早めのご相談をお願いいたします。

#### (3) その他支援事業のご紹介

18歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所こども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介していますので、お住まいの区の「こども家庭相談」に直接ご相談ください。

また、児童の発達を支援するための療育の提供を目的とした障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）の制度もございます。利用に関する相談はお住まいの区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。下記二次元コードから、お住まいの区のこども家庭支援課のそれぞれの連絡先がお調べいただけます。

#### 【こども家庭相談ホームページ】

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shido/sodan/kodomokateisoudan.html>

二次元コード：



#### 【障害児通所事業ご利用の手引き】

URL:[https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262\\_20250820.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf)

二次元コード：



## V-2 保護者会

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会等を開催します。保護者会等は、保護者との関わりを目的とするため、利用者へのアンケートの実施も含みます。

保護者の皆さまの御意見をいたたく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、御願い申し上げます。保護者会等の開催に当たっては、キッズニュース等で事前にお知らせいたします。

## V-3 ご意見・ご要望等

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、北山田小学校放課後キッズクラブまたは特定非営利活動法人オーシャンキッズの下記連絡先までご相談ください。

## V-4 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されていているため、キッズクラブ事業に関するることは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

※キッズクラブご登録の方は、みまもりキッズの個人連絡メッセージよりお問い合わせください。

北山田小学校放課後キッズクラブ

TEL:045-592-1771

FAX:045-592-1771

メール: kitayamata@ocean-kids.jp

特定非営利活動法人オーシャンキッズ

TEL:090-7408-4950

メール: info@ocean-kids.jp

横浜市都筑区こども家庭支援課

TEL:045-948-2471



## 放課後キッズクラブ よくあるご質問



Q1

保護者が短時間での就労でキッズクラブの利用は16時までの予定ですが、すぐすぐ【区分2】ではなく、わくわく【区分1】の登録でも問題ありませんか。(p. 2)

A1

保護者の方が就労していても、わくわく【区分1】の登録は可能です。

ただし、わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、「生活の場」としての利用を希望する場合は、利用時間にかかわらず、すぐすぐ【区分2】への登録をお願いします。

Q2

途中でキッズクラブの利用を辞める場合、必要な手続きはありますか。また、その場合に保険料や利用料の返金はありますか。(p. 2)

A2

キッズクラブの利用登録は年度ごとに行うため、退会の手続はありません。

すぐすぐ【区分2】に登録している場合は、利用料の発生しないわくわく【区分1】への区分変更の手続きをお願いします。

また、保険料やすくすぐ【区分2】の利用料は、年単位・月単位でのご負担となるため、利用をしなくなった場合でも返金はできません。

Q3

わくわく【区分1】の利用を制限する日があるのはどうしてですか。保護者は働いているので、キッズクラブを使えないと困ります。(p. 3)

A3

わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、気象警報発表時等、お子さんやキッズクラブの活動の安全面を踏まえて利用を制限する場合があります。

「生活の場」としての利用を希望する場合は、すぐすぐ【区分2】への登録をお願いします。

Q4

すぐすぐ【区分2】の登録に当たり、勤務時間・日数等に条件はありますか。(p. 4)

A4

就労時間、日数等に条件はありません。保護者の方が就労していることが確認できれば、すぐすぐ【区分2】への登録が可能です。

**Q5**

**活動時間中に、宿題等の勉強を教えてもらうことはできますか。(p. 10)**

**A5**

主にすぐすぐ【区分2】のお子さんが自主的に宿題等の学習に取り組めるよう、活動時間中に学習の時間を設けるなどの環境づくりを行いますが、スタッフによる学習の指導等は行いません。

また、ご家庭において、保護者の方とお子さまでクラブにいる間の宿題等の学習にどのように取り組むかのお話ををお願いします。

**Q6**

**保護者が同意していれば、最終下校時刻後でも一人帰りができますか。(p. 14)**

**A6**

キッズクラブでは、学校とも相談のうえ、お子さんの安全性を考慮し、お子さんだけで帰宅できる最終下校時刻を定めています。

最終下校時刻以降は、保護者の方等のお迎えが必要となりますので、お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

**Q7**

**在宅勤務で保護者が家にいる場合でも、すぐすぐ【区分2】への登録は可能でしょうか。(p. 20)**

**A7**

在宅勤務の場合でも、就労証明書等、留守家庭児童であることが確認できる書類をご提出いただければ、すぐく【区分2】に登録いただくことができます。

**Q8**

**民間学童や放課後児童クラブとの併用はできますか。(p. 21)**

**A8**

民間学童等との併用も可能ですが、キッズクラブを利用してから民間学童等を利用する際に民間学童等の職員がお迎えに来る場合は、お子さんの引き渡し方法について確認する必要があるため、まずは併用予定の民間学童等をキッズクラブへお知らせください。

また、併用してご利用される場合でも、日々の出欠連絡等は、キッズクラブと民間学童それぞれに対し、保護者の方から行ってください。

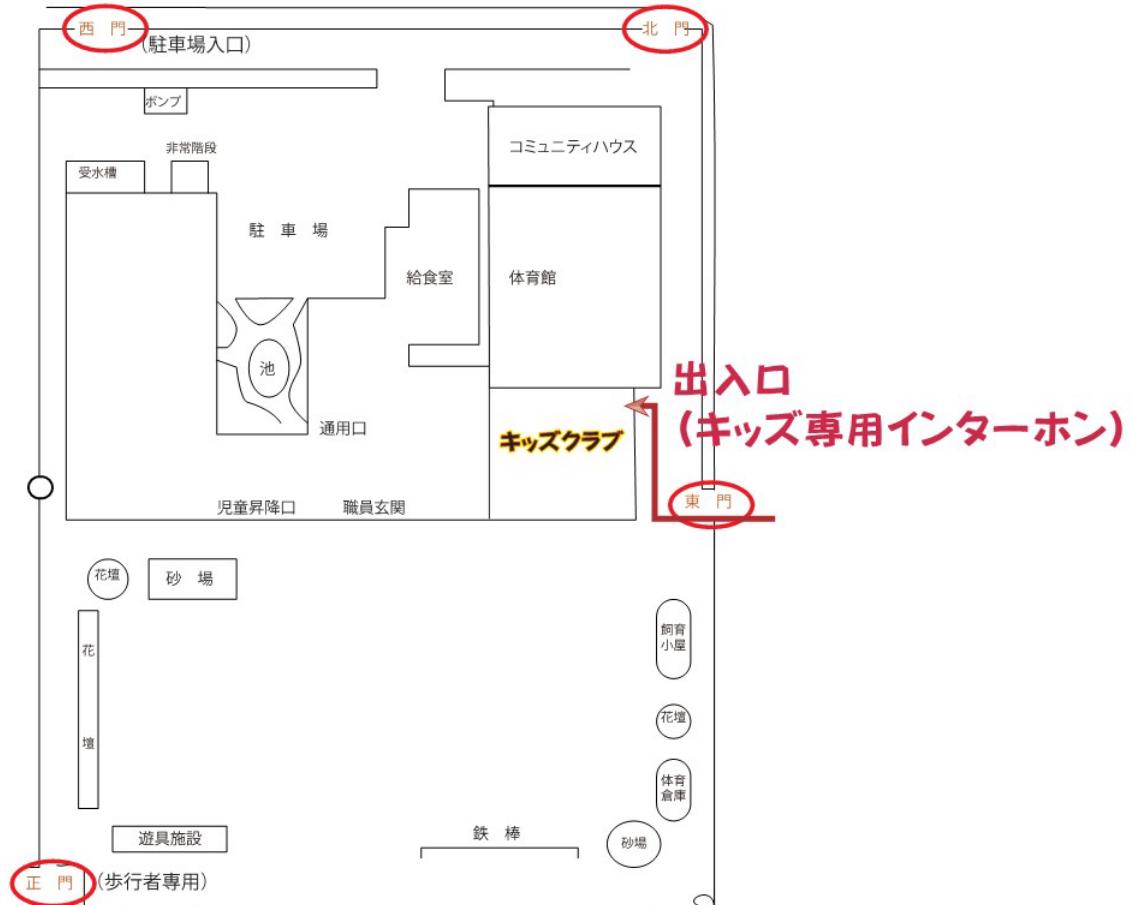
**Q9**

**こどもに障害や特性があっても利用できますか。(p. 28)**

**A9**

キッズクラブでは、障害の有無にかかわらず、安全・安心に利用することができるよう、お子さんの特性に応じた支援等、可能な範囲で適切な配慮に努めています。ご利用を検討されている場合、まずは、キッズクラブまでご相談ください。

## 北山田小キッズクラブの場所



# 保険に関するQ&A



Q 1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A 1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。 必ず利用前に掛金をお支払い（みまもりキッズで口座登録）ください。
Q 2	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A 2	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力を お願いします。
Q 3	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A 3	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合 でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 4	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還してもら えますか？
A 4	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

## ★傷害補償について

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 対象となる事故は、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅への一時帰宅も可)における「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害です。けんしょう炎など病気によるものは対象になりません。

※「新型コロナウイルス感染症」「特定感染症」は対象外です ※往復途中とはキッズクラブ自宅へ「通常の経路」で真直ぐに帰宅することです。

Q 子どもが指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷  
害保険金は対象になるのでしょうか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は支払われます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とな  
らない場合があります。又保険金は医療機関に支払った全額が補償されるものではなく定額の支払とな  
ります。

## ★賠償責任補償について

Q どのような事故が賠償責任保険金の支払いの対象となるのでしょうか？

A 子どもがキッズクラブの活動中にクラブや学校の窓ガラスを破損した。他の児童にケガをさせて治療費を  
請求されたなど法律上の損害賠償責任を負う場合に対象となります。

Q 子どもが他の児童の水筒を落として壊してしまいました。買い替え費用が全て補償されるのでしょうか？

A いいえ。補償される金額は破損した物の修理代又は時価額のいずれか低い金額となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A 活動中・往復途上中に傷害・賠償事故が発生した場合、速やかにスタッフに報告してください。

後日、保険会社から保険金請求書類が送付されます。必要事項をご記入の上、ご返送ください。

# 令和8年度放課後キッズクラブ利用料減免手続のお知らせ

## 1 利用料減免制度の概要

放課後キッズクラブ（以下「キッズクラブ」）の利用料減免（以下「減免」）制度の概要は以下の表のとおりです。書類提出フロー図（P32）をご確認いただいたうえで、申請手続き<sup>※</sup>をしてください。

※申請が可能なのはR8.12月までです。期限を過ぎた場合、減免の対象とならないためご注意ください。

### 【減免制度の概要】

	説明
減免対象者 <small>(※1・2)</small>	すぐすぐ【区分2】に登録していて、かつ、以下のいずれかに該当する方 ① 横浜市就学援助を受けている世帯（以下「就学援助世帯」） ② 市民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」） ③ 生活保護世帯
減免額 ・ 減免対象費用	月額利用料を上限2,500円減免 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すぐすぐ・ゆうやけ【区分2A】の延長料（400円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

## 2 就学援助世帯の手続き

### （1）減免の判定期間

令和8年度から、毎年9月から翌8月までを1年度として判定を行うため、

- ・令和7年度に就学援助の認定を受けている：R8.4～8月を減免
- ・令和8年度に就学援助の認定を受けている：R8.9～R9.8月を減免

となります。が、令和8年度は次の基準でも判定を行います。

#### ア 2～6年生の特例

R8.4～8月は従前の基準（R8年度就学援助世帯を減免）での判定も行います。

#### イ 1年生の特例

令和8年度就学援助世帯に対してR8.4～R9.8月の判定を行います。

### 【減免判定期間】

	R8.4～8月	R8.9～R9.8月
2～6年生	R7年度に就学援助世帯 R8年度に就学援助世帯 (R8年度のみの特例)	R8年度に就学援助世帯
1年生		R8年度に就学援助世帯

## (2) 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8.4～8月については、申請を行わなくとも減免の対象となります。

### 【減免申請の考え方】

	R8.4～8月	R8.9～R9.8月
2～6年生 (R7年度に減免を受けている)	申請不要	8月までに申請すれば 9月から減免適用 <sup>(※1)</sup>
2～6年生 (R7年度に減免を受けていな い)		8月までに申請すれば 4月から減免適用 <sup>(※1・2)</sup>
1年生		

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。また、各月の提出期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 8月までに減免申請を行った場合、4月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

## (3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類<sup>(※)</sup>の写しを添付してご提出ください。

- ・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ
- ・就学援助費支給についてのお知らせ
- ・就学援助認定通知

※(1)のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

### <児童扶養手当を受給している方へ>

児童扶養手当を受給している方は、上記の書類ではなく、児童扶養手当証書【写し】の提出をお願いします。

## 3 非課税世帯の手続き

### (1) 減免の判定期間

令和8年度から、毎年9月から翌8月までを1年度として判定を行うため、

- ・令和7年度非課税世帯：R8.4～8月を減免
- ・令和8年度非課税世帯：R8.9～R9.8月を減免

となりますが、令和8年度のR8.6～8月は従前の基準（R8年度非課税世帯を減免）での判定も行います。

### 【減免判定期間】

R8.4～5月	R8.6～8月	R8.9～R9.8月
R7年度非課税世帯	R7年度非課税世帯	R8年度非課税世帯

### (2) 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8.4～8月については、申請を行わなくとも減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	R8. 4～5月	R8. 6～8月	R8. 9～R9. 8月
2～6年生 (R7年度に減免を受けている)		申請不要	8月までに申請すれば9月から減免適用 <sup>(※1)</sup>
2～6年生 (R7年度に減免を受けていない)	3月までに申請すれば 4月から減免適用 <sup>(※1)</sup>		8月までに申請すれば 6月から減免適用 <sup>(※1・2)</sup>
1年生			

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 申請期限までに減免申請を行った場合、6月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に、世帯全員分<sup>(※1)</sup>の次のいずれかの書類<sup>(※2)</sup>の写しを添付してご提出ください。

- ・市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
- ・市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書
- ・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

※1 非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。

減免の対象となるためには、世帯全員が非課税である必要があるため、世帯全員の証明書をご提出ください。

なお、市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書は、課税または非課税でも同様の表記の証明書が発行されますので、市民税所得割部分が非課税であるか、ご確認ください。

※2 (1)のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

## 4 生活保護世帯の手続き

### (1) 減免の判定期間

生活保護の受給を開始した翌月から利用料減免の対象とすることが出来ます。

### (2) 利用料減免の申請

利用料の減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで利用料減免の対象となっていた方は、R8.4～8月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

#### 【減免申請の考え方】

	R8.4～8月	R8.9～R9.8月
2～6年生 (R7年度に減免を <u>受けている</u> )	申請不要	8月までに申請すれば 9月から減免適用 <small>(※1)</small>
2～6年生 (R7年度に減免を <u>受けていな い</u> )		随時申請 <small>(※2)</small>
1年生		

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。

### (3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類の写しを添付してご提出ください。

- ・保護証明書
- ・生活保護費支給証

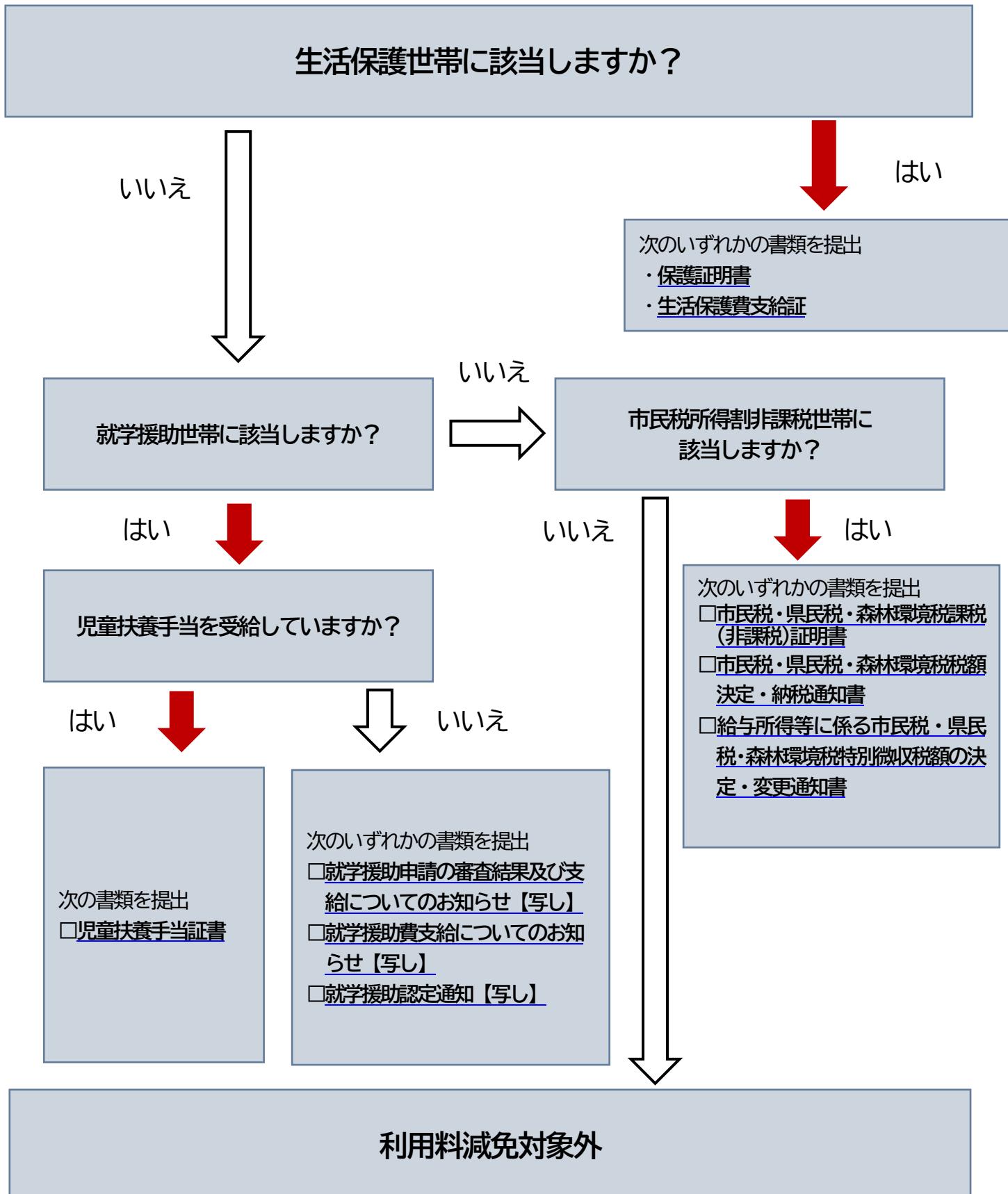
## 5 減免対象でなくなった場合

減免の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）、速やかに『放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書』の提出をお願いします。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

## 【書類提出フロー図】

※減免申請の手続は、放課後 e-場所システムではなく、紙での申請となります。



## 【書類の説明】

世帯	提出書類	提出時期	備考
生活保護世帯	保護証明書	キッズクラブの申込時 又は 減免の適用を受けようとする時	保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)
	生活保護費支給証		
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書	勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらいます。	区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます(1件につき300円がかかります)。
	市民税・県民税・森林環境税額決定・納税通知書		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書		
就学援助世帯 (児童扶養手当受給「有」)	児童扶養手当証書		有効期限内の証書に限ります。
就学援助世帯 (児童扶養手当受給「無」)	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ	8月まで 又は 8月以降は学校から受理次第速やかに	・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校から送付されます。 ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
	就学援助費支給についてのお知らせ		
	就学援助認定通知		